

# 傷害総合保険の改定内容について

2005年12月1日より、これまでの傷害総合保険は、傷害総合保険「安心BOX」として新たに生まれ変わりました。この改定に伴う補償内容の変更点は下記のとおりです。お客様のご契約に関する変更項目の有無については、お手元に保管いただいております保険証券または継続証等によりご確認ください。なお、改定内容欄の網掛けは、現行商品と比べ、補償内容が縮小されることを表します。

## 1. ケガの補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
普通保険約款・各特約共通	被保険者の範囲が個人型の契約のお客様	保険金をお支払いできない事由	追加	被保険者の故意によるケガはこれまででも保険金のお支払対象外としていましたが、ご契約者と被保険者が異なる場合に、ご契約者の故意によるケガも保険金のお支払対象外としました。
下肢事故による通院保険金増額支払特約（FP）	全てのお客様	約款構成	-	下肢（足および脚）のケガによる通院について通院保険金日額を1.2倍にしてお支払いする補償は、従来普通保険約款に規定していましたが、特約（「下肢事故による通院保険金増額支払特約」）に変更しました。（補償内容に変更はありません。また、保険料の追加等もありません。）
入院一時金および退院一時金支払特約（W5）	特約を付帯したお客様	特約の名称	-	特約の名称を「入院一時金および退院療養一時金支払特約」から「入院一時金および退院一時金支払特約」に変更しました。（補償内容に変更はありません。）
就業外傷害倍額支払特約（W8）	特約を付帯したお客様	特約の適用範囲	拡大	これまで倍額支払の対象外としておりました通勤中のケガについても、倍額支払の対象としました。
学校管理下外倍額支払特約（18）	特約を付帯したお客様	学校に在籍しない場合の取扱い	追加	被保険者が学校または保育所に在籍しない間のケガについては、従来は倍額支払の対象外としていましたが、弊社が定める算式により計算した額を追加してお支払いする内容に改めました。

## 2. 賠償責任の補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
日常生活賠償責任担保特約（89）	特約を付帯したお客様	補償の適用地域	拡大	被保険者の居住の用に供される住宅の所有・使用等に起因する偶然な事故による賠償責任の補償については、日本国内の住宅に限っていましたが、日本国外の住宅についても補償することとしました。
		被保険者の範囲	拡大	未成年の被保険者ご本人の事故において、その方の親権者・監督義務者が負担した法律上の損害賠償責任を補償の対象とします（従来は親権者・監督義務者が被保険者本人の配偶者または生計を共にする同居の親族である場合のみ補償されていました。）
		保険金をお支払いできない事由	追加	環境汚染に起因する賠償責任による損害を保険金のお支払対象外としました。
			明確化	被保険者が負担する罰金、違約金、懲罰的賠償金については保険金のお支払対象外であることを明確化しました。
保険金の範囲	明確化	弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。		
レンタル用品賠償責任担保特約（E5）	特約を付帯したお客様	被保険者の範囲	拡大	未成年の被保険者ご本人の事故において、その方の親権者・監督義務者が負担した法律上の損害賠償責任を補償の対象とします（従来は親権者・監督義務者が被保険者本人の配偶者または生計を共にする同居の親族である場合のみ補償されていました。）
		補償されるレンタル用品の範囲	明確化	保険金をお支払いできないレンタル用品の範囲について、次のとおり明確化しました。 ● 「通貨」には小切手を含みます。 ● 「有価証券等」にプリペイドカード、交通機関の乗車船券、宿泊券、観光券、旅行券が該当することを明記しました。 ● 「預貯金証書」には通帳・キャッシュカードを含み、「準ずる物」としてクレジットカード、ローンカードを明記しました。 ● 「証書」には公正証書、身分証明書、運転免許証などが該当することを明記しました。 ● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることを明確化しました。 ● 「航空機」は、形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物であることを明確化しました。 ● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または水上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことを明確化しました。
			拡大	従来は保険金のお支払対象外としておりました、山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間のその運動等のためのレンタル用品について、保険金のお支払対象としました。
			除外	次のレンタル用品の損壊または盗難については、保険金のお支払対象外としました。 ● 船舶、航空機、自動車等の付属品 ● 住宅外で使用・管理されている自転車およびその付属品 ● サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型等およびこれらの付属品 ● 携帯電話・PHS等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン・ワープロ・電子手帳等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ● 義歯、義肢、義眼、人工乳房、人工補てつ物等失われた人体の一部を補う物 ● コンタクトレンズ、眼鏡等（視力の矯正を目的とするか否かを問いません。）

（注）補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。お手元の保険証券・継続証等または自動継続のご案内八ガキにこれらの記号が掲載されている場合に適用されます。

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
レンタル用品賠償責任担保特約 (E5)	特約を付帯したお客様	保険金をお支払いできない事由	追加	次の事由に起因するレンタル用品の損壊または盗難については保険金のお支払対象外としました。 ● 船舶・航空機の無資格操縦中に生じた事故 ● 屋根、扉、窓、通風筒から入る雨、雪またはひょうによる損壊  次の賠償責任を被保険者が負担することにより被った損害を保険金のお支払対象外としました。 ● 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ● 被保険者の職務の用に供される動産・不動産の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ● 同居の親族に対する損害賠償責任
			明確化	被保険者が負担する罰金、違約金、懲罰的賠償金については保険金のお支払対象外であることを明確化しました。
		保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。
受託品賠償責任担保特約 (R1)	特約を付帯したお客様	被保険者の範囲	拡大	未成年の被保険者ご本人の事故において、その方の親権者・監督義務者が負担した法律上の損害賠償責任を補償の対象とします(従来は親権者・監督義務者が被保険者本人の配偶者または生計を共にする同居の親族である場合のみ補償されていきました。)
		補償される受託品の範囲	明確化	保険金をお支払いできない受託品の範囲について、次のとおり明確化しました。 ● 「通貨」には小切手を含みます。 ● 「有価証券等」にプリペイドカード、交通機関の乗車船券、宿泊券、観光券、旅行券が該当することを明記しました。 ● 「預貯金証書」には通帳・キャッシュカードを含み、「準ずる物」としてクレジットカード、ローンカードを明記しました。 ● 「証書」には公正証書、身分証明書、運転免許証などが該当することを明記しました。 ● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることを明確化しました。 ● 「航空機」は、形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物であることを明確化しました。 ● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または氷上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことを明確化しました。
			拡大	従来は保険金のお支払対象外としておりました、山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間のその運動等のための用具について、保険金のお支払対象としました。
			除外	次の受託品の損壊または盗難については、保険金のお支払対象外としました。 ● 船舶、航空機、自動車等の付属品 ● 住宅外で使用・管理されている自転車およびその付属品 ● サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型等およびこれらの付属品 ● 携帯電話・PHS等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン・ワープロ・電子手帳等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ● 義歯、義肢、義眼、人工乳房、人工補てつ物等失われた人体の一部を補う物 ● コンタクトレンズ、眼鏡等(視力の矯正を目的とするか否かを問いません。)
		保険金をお支払いできない事由	追加	次の事由に起因する受託品の損壊または盗難については保険金のお支払対象外としました。 ● 船舶・航空機の無資格操縦中に生じた事故 ● 被保険者の職務に使用している間の事故 ● 無許可使用中に生じた事故
			明確化	被保険者が負担する罰金、違約金、懲罰的賠償金については保険金のお支払対象外であることを明確化しました。
保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。		
借家人賠償責任担保特約 (N8)	特約を付帯したお客様	保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。

### 3. 不測の出費の補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
救援者費用等担保特約 (68)	特約を付帯したお客様	補償の対象となる範囲	拡大	事故が発生した時点で被保険者と婚姻を予定されている方(婚姻届が出ていない場合)が被保険者の救援のために支出した費用についても、その方と被保険者が婚姻の届出を予定していることが客観的に確認できる場合には、保険金のお支払対象としました。
		保険金の範囲	明確化	弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。
キャンセル費用担保特約 (E6)	特約を付帯したお客様	補償の対象となる範囲	拡大	事故が発生した時点で被保険者と婚姻を予定されている方(婚姻届が出ていない場合)の傷害または疾病により、被保険者が負担されたその方のキャンセル費用について、従来はキャンセル事由が生じた日から30日以内に婚姻を届け出た場合のみ保険金のお支払対象としていましたが、キャンセル事由が生じた時点でその方と被保険者が婚姻の届出を予定していることが客観的に確認できる場合には保険金のお支払対象としました。

(注) 補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。お手元の保険証券・継続証等または自動継続のご案内ガキにこれらの記号が掲載されている場合に適用されます。

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
キャンセル費用担保特約 (E6)	特約を付帯したお客様	保険金をお支払いできない事由	追加	次の事由に起因する損害を保険金のお支払対象外としました。 ● シンナー等の使用 ● 先天性異常による入院 ● 精神病、知的障害、人格異常、アルコール依存・薬物依存等の精神障害
		保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。
ホールインワン・アルバトロス費用担保特約 (P3)	特約を付帯したお客様	保険金請求時の確認資料	明確化	保険金のお支払いにはホールインワン、アルバトロスの達成を客観的に証明する確認資料が必要ですが、ビデオ映像を確認資料とする場合には、ティーショットからカップインまでの一連の動きを記録していることが必要であることを明確化しました。
ホームヘルパー費用等担保特約 (96)	特約を付帯したお客様	お支払対象者の範囲	拡大	これまではホームヘルパーの雇入れ費用を負担した家事従事者を保険金のお支払対象者としていましたが、家事従事者に限定せずホームヘルパーの雇入れ費用の負担者を保険金のお支払対象者としました。
修理費用担保特約 (N9)	特約を付帯したお客様	保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。
事業主費用担保特約 (S1)	特約を付帯したお客様	保険金の範囲	明確化	弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。
余暇活動関連費用損害担保特約 (X9)	特約を付帯したお客様	支払責任の範囲	拡大	キャンセル費用担保条項において、事故が発生した時点で被保険者と婚姻を予定されている方(婚姻届が出ていない場合)の傷害または疾病により、被保険者が負担されたその方のキャンセル費用について、従来はキャンセル事由が生じた日から30日以内に婚姻を届け出た場合のみ保険金のお支払対象としていましたが、キャンセル事由が生じた時点でその方と被保険者が婚姻の届出を予定していることが客観的に確認できる場合には保険金のお支払対象としました。
		保険金をお支払いできない事由	拡大	キャンセル費用担保条項において、これまで保険金のお支払対象外としてきた被保険者の飲酒に起因する入院により生じた損害を保険金のお支払対象としました。
			追加	キャンセル条項担保条項において、次の事由に起因する損害を保険金のお支払対象外としました。 ● シンナー等の使用 ● 先天性異常による入院 ● 精神病、知的障害、人格異常、アルコール依存・薬物依存等の精神障害
		保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。
ベビーシッター等費用担保特約 (X1)	特約を付帯したお客様	お支払対象者の範囲	拡大	これまではベビーシッター等の雇入れ費用を負担した家事従事者を保険金のお支払対象者としていましたが、家事従事者に限定せずベビーシッター等の雇入れ費用の負担者を保険金のお支払対象者としました。
		保険金をお支払いできない事由	追加	シンナーの使用によって被った身体障害による入院の場合には保険金のお支払対象外としました。
			除外	痔核、裂肛または痔瘻による入院については保険金のお支払対象としました。
介護諸費用担保特約 (T9)	特約を付帯したお客様	特約の名称	-	特約の名称を「家族介護諸費用担保特約」から「介護諸費用担保特約」に変更しました。
		保険金をお支払いできない事由	明確化	次の事由による重度後遺障害による要介護状態については保険金のお支払対象外であることを明確化しました。 ● 脳疾患、疾病、心神喪失 ● 妊娠、出産、早産、流産または外科的処置その他の医療処置 ● 刑の執行
			追加	次の事由による重度後遺障害による要介護状態を保険金のお支払対象外としました。 ● 麻薬、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない状態でのケガ
			除外	これまで保険金のお支払い対象外としておりました次の事由による重度後遺障害による要介護状態を保険金のお支払対象としました。 ● 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の重大な過失 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ● 先天性異常
被害事故担保特約 (FM)	特約を付帯したお客様	約款構成	-	従来は普通保険約款に規定していましたが、特約(「被害事故担保特約」)に変更しました。
		保険金をお支払いできない事由	追加	被保険者の故意または極めて重大な過失によるケガについては、これまでも保険金のお支払対象外としていましたが、ご契約者と被保険者が異なる場合において、ご契約者の故意または極めて重大な過失によるケガについても保険金のお支払対象外としました。

(注) 補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。お手元の保険証券・継続証等または自動継続のご案内八ガキにこれらの記号が掲載されている場合に適用されます。

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
来訪者傷害見舞費用担保特約 (FN)	特約を付帯したお客様	約款構成	-	従来は普通保険約款に規定していましたが、特約(「来訪者傷害見舞費用担保特約」)に変更しました。
		保険金をお支払いできない事由	追加	被保険者の故意または来訪者の故意による来訪者のケガについては、これまでも保険金のお支払対象外としていましたが、ご契約者と被保険者が異なる場合において、ご契約者の故意による来訪者のケガについても保険金のお支払対象外としました。

#### 4. 家財・身の回り品の補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
住宅内生活用動産担保特約 (X7)	特約を付帯したお客様	被保険者の範囲	拡大	被保険者本人と同一生計の親族を被保険者としました。 補償の対象となる物は被保険者本人が居住する住宅内に所在する被保険者所有の生活用動産となります。
		補償の対象となる物の範囲	明確化	保険金をお支払いできない生活用動産の範囲について、次のとおり明確化しました。 ● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることを明確化しました。 ● 「航空機」は、形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物であることを明確化しました。 ● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または氷上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことを明確化しました。 ● 「船舶、航空機、自動車等の付属品」は、実際に定着または装備されているか否かを問わず、定着または装備することを前提に設計、製造された物をいうことを明確化しました。 ● 「義歯、義肢」は、義眼、人工乳房、人工補てつ物等の失われた人体の一部を補う物であることを明確化しました。 ● 「コンタクトレンズ、眼鏡」は視力の矯正を目的とするか否かを問わないことを明確化しました。 ● 「株券」および「プリペイドカード」を明記しました。 ● 「証書」には公正証書、身分証明書、運転免許証などが該当することを明記しました。  次の生活用動産は保険金のお支払対象となることを明確化しました。 ● 通貨および小切手 ● 交通機関の乗車船券、宿泊券、観光券、旅行券
		保険金をお支払いできない事由	追加	次の事由による損害を保険金のお支払対象外としました。 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人の重過失 ● 船舶・航空機の無資格操縦中に生じた事故  被保険者の業務の用に供される物および商品その他これらに類する物については、保険金のお支払対象外としました。
		保険金の算出方法	明確化	宝石・貴金属類、美術品の損害に対する保険金は、時価額でお支払いすることを明確化しました。  再発行手続きにより再取得できる場合の保険金は、その手続きに要する費用をお支払いすることを明確化しました。  交通機関の定期券の損害について、再発行手続きによる再取得ができない場合には、その定期券の残存有効期間に対する価額(取得額に残存日数に応じ日割で算出した額)をお支払いすることを明確化しました。
携行品損害担保特約 (64)	特約を付帯したお客様	被保険者の範囲	拡大	被保険者本人と同一生計の親族を被保険者としました。 補償の対象となるのは、ご契約時に選択された範囲に該当する方の携行中に生じた事故に限ります。
		補償の対象となる物の範囲	明確化	保険金をお支払いできない身の回り品の範囲について、次のとおり明確化しました。 ● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることを明確化しました。 ● 「航空機」は、形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物であることを明確化しました。 ● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または氷上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことを明確化しました。 ● 「船舶、航空機、自動車等の付属品」は、実際に定着または装備されているか否かを問わず、定着または装備することを前提に設計、製造された物をいうことを明確化しました。 ● 「義歯、義肢」は、義眼、人工乳房、人工補てつ物等の失われた人体の一部を補う物であることを明確化しました。 ● 「コンタクトレンズ、眼鏡」は視力の矯正を目的とするか否かを問わないことを明確化しました。 ● 「株券」および「プリペイドカード」を明記しました。 ● 「証書」には公正証書、身分証明書、運転免許証などが該当すること、ただし旅券(パスポート)は含まないことを明記しました。

(注) 補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。お手元の保険証券・継続証等または自動継続のご案内ハガキにこれらの記号が掲載されている場合に適用されます。

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
携行品損害担保特約 (64)	特約を付帯したお客様	補償の対象となる物の範囲	明確化	次の物は保険金のお支払対象となることを明確化しました。 ● 通貨および小切手 ● 交通機関の乗車船券、宿泊券、観光券、旅行券
			除外	被保険者の業務の用に供される物および商品その他これらに類する物については、保険金のお支払対象外としました。
		保険金をお支払いできない事由	追加	次の事由による損害を保険金のお支払対象外としました。 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人の重過失 ● 船舶・航空機の無資格操縦中に生じた事故 ● 詐欺、横領
			明確化	保険金のお支払対象外としております自然消耗、劣化、さび、かび、変色等による損害には、変質、発酵、発熱、ひび割れによる損害を含むことを明確化しました。
保険金の算出方法	明確化	宝石・貴金属類、美術品の損害に対する保険金は、時価額でお支払いすることを明確化しました。 再発行手続きにより再取得できる場合の保険金は、その手続きに要する費用をお支払いすることを明確化しました。 交通機関の定期券の損害について、再発行手続による再取得ができない場合には、その定期券の残存有効期間に対する価額（取得額に残存日数に応じ日割で算出した額）をお支払いすることを明確化しました。		
学生生活用動産担保特約 (E9)	特約を付帯したお客様	補償の対象となる物の範囲	明確化	保険金をお支払いできない生活用動産の範囲について、次のとおり明確化しました。 ● 「船舶」は、形状もしくは動力機の有無を問わず、人が搭乗して水上または水中を航行する物であることを明確化しました。 ● 「自動車等」は、形状を問わず、もっぱら動力機により人が搭乗して地上、雪上または氷上を走行する物であること、ただし電動車いすは含まないことを明確化しました。 ● 「船舶、自動車等の付属品」は、実際に定着または装備されているか否かを問わず、定着または装備することを前提に設計、製造された物をいうことを明確化しました。 ● 「義歯、義肢」は、義眼、人工乳房、人工補てつ物等の失われた人体の一部を補う物であることを明確化しました。 ● 「コンタクトレンズ、眼鏡」は視力の矯正を目的とするか否かを問わないことを明確化しました。 ● 「小切手、株券、手形その他の有価証券」を明記しました。 ● 「預貯金証書」にはキャッシュカードを含むことを明確化しました。 ● 「交通機関の乗車船券、宿泊券、観光券、旅行券、プリペイドカード、ローンカード」を明記しました。 ● 「証書」には公正証書、身分証明書、運転免許証、旅券などが該当することを明記しました。
			除外	次の物は保険金のお支払対象外としました。 ● 航空機（形状または動力機の有無を問わず、人が搭乗して空中を飛行する物）およびその付属品 ● 被保険者の居住の用に供される住宅外で使用または管理されている自転車およびその付属品 ● サーフボード、ラジコン模型およびこれらの付属品 ● 携帯電話・PHS等の移動体通信端末機器、ノート型パソコン・ワープロ・電子手帳等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ● 磁気テープ、磁気ディスク等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物
		保険金をお支払いできない事由	追加	次の事由による損害を保険金のお支払対象外としました。 ● 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ● 無免許運転、酒酔運転等の正常な運転ができない状態での事故 ● 補償の対象となる生活用動産が液体の場合において、その液体の流出 ● 補償の対象となる生活用動産に加工（修理を除きます。）を施した場合、加工着手後に生じた事故 ● 楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損 ● 楽器の音色、音質の変化
			明確化	保険金のお支払対象外としております自然消耗、劣化、さび、かび、変色等による損害には、変質、発酵、発熱、ひび割れによる損害を含むことを明確化しました。
保険金のお支払額	追加	お支払いする保険金の額は、保険期間を通じ（1年を超えるご契約の場合は保険年度ごとに）、学生生活用動産保険金額が限度となります。		
保険金の範囲	明確化	緊急措置に要した費用および弊社の求償権行使にご協力いただくために負担された費用も保険金に含まれることを明確化しました。		

(注) 補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。お手元の保険証券・継続証等または自動継続のご案内八ガキにこれらの記号が掲載されている場合に適用されます。